

仙台市市民活動サポートセンター 事務用ブース使用団体募集要領（更新用）



1 使用期間

令和4年9月1日から令和5年8月31日までの期間内

（通算3年まで使用可能ですが、継続にあたり毎年審査があります）

※新型コロナウイルス感染症等の社会状況や、建物改修等によって、サービスを休止する場合があります。

2 使用料

月額7,200円（光熱水費を含む。また、使用期間がひと月に満たない場合はひと月に切り上げ）

3 事務用ブースの概要

(1) 面積 約4㎡（縦:約2m×横:約2m）

(2) 主要設備

○机×1台

○いす×2脚

○ロッカー×1台

（幅900×奥行450×高さ1038mm）

○電気コンセント

注：パソコン・ファクシミリ等持込可。電気ポット等大量に電力消費するものは使用不可

○電話回線

注：1回線引込可。電話加入権、設置料、通信料は使用者負担

※館内は無線LANの利用が可能ですが、保守点検等により使用できない場合があります。

(3) 使用条件

○使用時間は仙台市市民活動サポートセンター開館日の開館時間内とします。

【開館時間】平日：午前9時～午後10時、日曜・休日：午前9時～午後6時

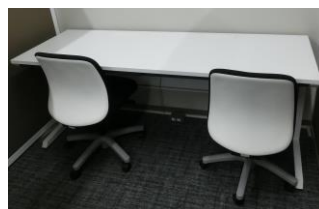
【休館日】毎月第2、第4水曜日と年末年始（12月29日から1月3日）

○使用料は当初のひと月分については使用許可の際に、その後の各月分にあっては前月の末日までに支払うものとします。

○四半期毎及び使用期間終了後、活動報告書を提出していただきます。

なお、活動報告書は、仙台市市民活動サポートセンターにおいて市民の皆様にご覧していただきます。

○その他、仙台市市民活動サポートセンターの利用規定を遵守してください。



4 申込のために必要な書類

「事務用ブース応募申請書」に必要事項を記入し、次の書類をご用意ください。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約・会則等）
- (2) 団体の活動内容の分かるもの（会報・パンフレット等）
- (3) 団体の前年度財務状況の分かるもの（収支計算書等）

5 応募資格

一定期間継続的に(*1)市民活動(*2)を行う見込みがあり、以下の条件をすべて満たしている団体。

- 仙台市内に専用の事務所を所有していないこと（自己所有、賃借等の形態は問いません。）
- 事業者ではないこと
- 宗教活動を主たる目的としていないこと
- 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としていないこと
- 特定の公職者（候補者も含む）又は政党を推薦・支持・反対をしていないこと
- 暴力団ではないこと。暴力団及びその構成員の統制下にある者でないこと

(*1) 公益的イベントの実行委員会事務局のような短期のものも対象とします。
(*2) 市民活動とは、市民が自主的、自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます

6 募集期間

令和4年6月6日(月)から令和4年6月17日(金)まで

7 応募申請書の提出方法

①仙台市市民協働推進課へ持参

受付時間：午前9時から午後5時（ただし市役所開庁日に限る）

②仙台市市民協働推進課へ郵送

令和4年6月17日（金）**必着**

③仙台市市民活動サポートセンターへ持参（センターから市民協働推進課へ回送します）

受付時間：午前9時から午後9時まで（日・祝日は午後5時まで）

※仙台市市民協働推進課及び仙台市市民活動サポートセンターの連絡先等については、本要領の4ページをご参照ください

8 審査選考

(1) 一次審査

提出していただいた書類の内容に基づき、15 分間程度のヒアリングを行います。提出書類、ヒアリングの内容をもとに、下記の審査項目について総合的に審査を行い、更新使用についての可否を決定します。

【 審査項目 】

- ① 活動の公共性・社会性：市民生活の向上、貢献を目的としているか／活動効果の社会還元の有無
- ② 活動の自発性・自主性：市民が自発的・主体的に行う活動か／運営の自主性の有無
- ③ 活動の継続性：目的達成のため一定期間継続して行われる活動か
- ④ 事務用ブース使用の必要性：活動内容が事務用ブースを使用するに適切な規模か
- ⑤ 事務用ブース使用の計画性：事務用ブースを有効に活用できる計画か
- ⑥ 事務用ブース使用の効果：事務用ブース使用による活動への効果の有無
- ⑦ 活動の実績：前回審査時と比較した実績の伸び

審査にあたっては、前回の事務用ブース使用にかかる審査選考において基本的な事項は審査済みであることから、ブースの使用状況や前回申込時と比較した活動内容の発展性等を重視します。

(2) 審査選考委員会（書類審査）

一次審査において合格となった団体の継続使用は、審査選考委員会において承認を受けることが条件となります。また、一次審査で不合格となった団体については、審査選考委員会において再度審査を行い、更新使用者の最終決定を行います。なお、一次審査で不合格、審査選考委員会においても不合格となった団体は、今期の事務用ブースに空きが生じた場合であっても、使用することはできません。

8 選考結果の通知

令和4年8月10日（水）までに、申込団体あて文書にてお知らせします。



申込書類の提出先・問い合わせ

○仙台市市民協働推進課○

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階（アーバンネット勾当台ビル）

電話：214-1089

F A X：211-5986

E-mail：sim004100@city.sendai.jp

※郵送の場合

〒980-8671 仙台市役所 市民協働推進課

（専用郵便番号のため、住所の記載は不要です）

○仙台市市民活動サポートセンター○

仙台市青葉区一番町4丁目1番3号

電話：212-3010

F A X：268-4042



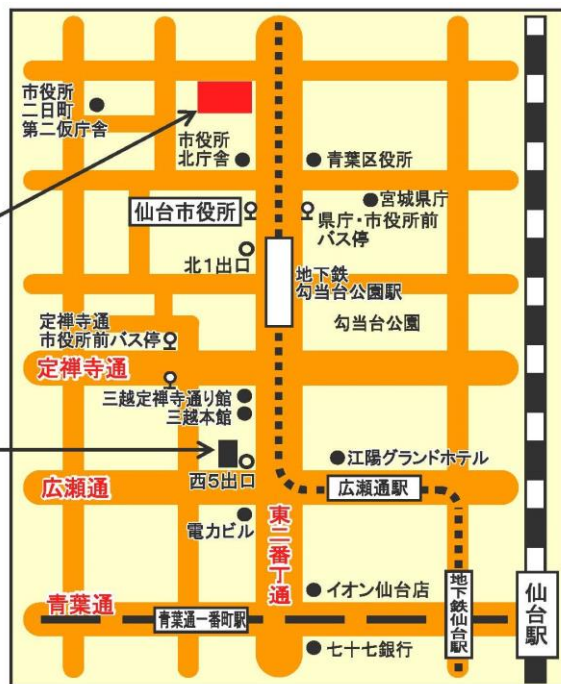
市民活動サポートセンター 外観

※市役所本庁舎とは場所が異なりますのでご注意ください

市民局市民協働推進課
市役所二日町第四仮庁舎2階
（アーバンネット勾当台ビル）

仙台市市民活動サポートセンター

..... 地下鉄南北線
——— 地下鉄東西線



応募申請書は市民協働推進課・市民活動サポートセンターで配布していますが、以下からダウンロードもできます

仙台市ホームページ



<https://www.city.sendai.jp/k/yodosuishin/kurashi/manabu/npo/support/booth24.html>

仙台市市民活動サポートセンター
ホームページ



<https://www.sapo-sen.jp>